

参 考 資 料

令和7年度	理事会及び常務理事会報告	109
令和7年度	日本看護協会理事会報告及び全国法人会員会報告	112
令和7年度	審議会等への参画	115
令和7年度	訪問看護ステーション利用状況表	119
令和7年度	1日ナース体験 実施病院一覧	122
令和7年度	再チャレンジ研修協力施設一覧	123
令和7年度・令和8年度	受章（賞）者、歴代名誉会員名簿	124
令和7年度	役員、支部長及び職能委員会委員名簿	125
令和7年度	常任委員会委員名簿	126
令和8年度	山口県健康福祉功労者（優良看護職員）知事表彰受賞者名簿	別紙
令和8年度	山口県看護協会長表彰者名簿	128

【公益社団法人山口県看護協会】

山口県看護協会定款	129
山口県看護協会組織図	144
山口県看護協会支部別区域図	145
山口県看護協会会員数	146

【公益社団法人日本看護協会】

令和8年度 日本看護協会通常総会プログラム	147
日本看護協会のタグライン・ステートメント	148
日本看護協会「看護職の倫理綱領」（2021年3月公表）	149
日本看護協会のうた「光 求めて」	

令和7年度 理事会及び常務理事会報告

会 長 西 生 敏 代 (～ R7.6.28)

会 長 原 田 美 佐 (R7.6.28 ～)

理事会開催状況

回	日時・出席者	決議事項・協議事項
1	令和7年5月17日（土） 出席役員 理事21人 監事3人	I 決議事項 1 令和6年度事業報告（案）について協議、承認 2 令和6年度決算報告（案）及び監査報告について協議、承認 3 令和7年度改選役員及び推薦委員の選出について令和7年度通常総会に付議することについて協議、承認 4 令和8年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員の選出について令和7年度通常総会に付議することについて協議、承認 5 外部理事設置に伴う定款改正（案）について令和7年度総会に付議することについて協議、承認 6 顧問設置に伴う定款改正（案）について令和7年度総会に付議することについて協議、承認 7 職能委員会委員等の選任（案）について協議、承認 8 職員給与規程の改正（案）について協議、承認 II 協議事項 1 令和7年度通常総会について協議 2 支部集会の開催について協議 III 報告事項 1 会長及び業務執行理事の職務の執行状況報告 2 日本看護協会理事会報告 3 看護の日イベントについて
2	令和7年6月28日（土） 出席役員 理事21人 監事3人	I 決議事項 1 会長（代表理事）等の選定等について協議、承認 2 業務執行理事の業務について協議、承認 3 顧問の選任について協議、承認 4 顧問報酬規程の制定について協議、承認 II 報告事項 1 日本看護協会通常総会について
3	令和7年8月2日（土） 出席役員 理事20人 監事3人	I 報告事項 1 理事会について 2 会員の状況について 3 訪問看護総合支援センターの運営状況について 4 山口県内の介護老人保健施設等に勤務する看護職者の看護管理に関する業務の実態調査の報告について 5 日本看護協会理事会報告について

4	令和7年10月4日（土） 出席役員 理事22人 監事2人	I 協議事項 1 令和8年度地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業提案について、協議 2 令和8年度施策・予算措置の要望について、協議 3 令和8年度重点方針、予算方針について協議 II 報告事項 1 日本看護協会理事会報告について 2 看護師職能Ⅱ「介護・福祉関係施設・在宅等領域」交流会について
5	令和7年11月22日（土） 出席役員 理事19人 監事2人	I 決議事項 1 令和8年度重点方針（案）について協議、承認 2 令和8年度予算編成方針（案）について協議、承認 3 令和8年度通常総会の開催について協議、承認 II 協議事項 1 令和8年度一般教育研修について協議 III 報告事項 1 令和7年度4月から9月までの監査報告について 2 令和7年度職務執行状況の報告について 3 令和7年度上半期事業報告について 4 令和7年度地区別法人会員会について 5 認定看護管理者教育課程について
6	令和8年1月17日（土） 出席役員 理事22人 監事1人	I 決議事項 1 山口県看護協会名誉会員の推薦について協議、承認 II 報告事項 1 日本看護学会学術集会における特別企画（中国・四国地区看護協会企画）について 2 寄付金の受納について 3 「情報提供書の書き方ガイド」の配布について
7	令和8年3月14日（土） 出席役員 理事21人 監事3人	I 決議事項 1 理事報酬規程の改正について協議、承認 2 相談支援センターの廃止について協議、承認 3 令和8年度事業計画（案）について協議、承認 4 令和8年度収支予算（案）について協議、承認 5 山口県看護協会長表彰の被表彰者について協議、承認 6 重要な職員の任命について協議、承認 7 特定資産の運用について協議、承認 II 協議事項 1 山口県看護協会の基本理念について協議 III 報告事項 1 令和8年度通常総会について 2 会長及び業務執行理事の職務の執行状況報告 3 日本看護協会理事会報告について 4 看護職者の看護管理に関する業務の実態調査報告 5 教育研修一覧冊子の廃止について

常務理事会開催状況

回	日時・出席者	協議事項
1	令和7年4月19日（土） 理事7名 監事3名	1 令和7年度通常総会について 2 第1回理事会議案として、「令和7年度改選役員及び推薦委員の選出について令和7年度通常総会の議案として提出すること」について 3 第1回理事会議案として、「令和8年度日本看護協会通常総会代議員及び予備代議員の選出について令和7年度通常総会の議案として提出すること」について 4 第1回理事会議案として、「職能委員会委員等の選任（案）について」を提出することについて 5 定款改正について 6 職員給与規程の改正について
2	令和7年7月12日（土） 理事7名 監事3名	1 常務理事会について
3	令和7年9月20日（土） 理事7名 監事3名	1 地域医療介護総合確保基金（医療分）の事業提案について 2 令和8年度施策・予算措置の要望について 3 令和8年度重点事業、予算方針について
4	令和8年2月14日（土） 理事7名 監事3名	1 令和8年度山口県看護協会長表彰について 2 相談支援センターの廃止について 3 特定資産の運用について 4 理事報酬規程の改定について 5 山口県看護協会の基本理念等について

令和7年度 日本看護協会理事会報告及び全国法人会員会報告

会 長 原 田 美 佐

日本看護協会理事会報告

1 理事会開催状況

回	日 時	会 場
1	令和7年5月9日 10:00~14:30	日本看護協会 JNA ホール
2	令和7年6月11日 18:00~18:40	ホテルニューオータニ幕張
3	令和7年7月24日 13:30~17:00 令和7年7月25日 9:30~10:55	日本看護協会 JNA ホール
4	令和7年9月19日 9:30~15:15	日本看護協会 JNA ホール
5	令和7年11月27日 13:30~17:10 令和7年11月28日 9:30~12:00	日本看護協会 JNA ホール
6	令和8年2月19日 13:30~17:30 令和8年2月20日 9:30~16:00	日本看護協会 JNA ホール

2 主な協議事項等

2-1 基本方針・政策

- 1) 役職の選定（案）について承認。 (第2回)
- 2) 会長及び副会長の常勤または非常勤（案）について承認。 (第2回)
- 3) 会長代行及び専務理事代行の優先順位（案）について承認。 (第2回)
- 4) 業務執行理事の業務分担（案）について、表記修正について執行部一任で承認。 (第2回)
- 5) 令和8（2026）年度重点政策（案）について承認。 (第4回)
- 6) 令和8（2026）年度重点政策・重点事業（案）について承認。 (第5回)
- 7) 看護師基礎教育の4年制大学一本化（案）について承認。 (第5回)
- 8) 令和8（2026）年度重点政策・重点事業（案）について承認。 (第6回)
- 9) 令和8年度通常総会報告事項（案）について承認。 (第6回)
- 10) 令和8年度資金収支予算書（案）及び収支予算書（案）について承認。 (第6回)
- 11) 令和8年度資金調達及び設備投資の見込み（案）について承認。 (第6回)

2-2 事業推進に関する事項

- 1) 2025年度職能委員会委員の選任（案）について承認。 (第1回)
- 2) 看護管理研修（付加研修含む）及び新たな認定看護管理者教育課程におけるパブリックコメント結果の反映、スケジュール変更（案）について承認。 (第3回)
- 3) 2026年度「看護の日・看護週間」事業（案）について承認。 (第4回)
- 4) 2028年以降の国際看護師協会（ICN）の会費支払いに関する本会の対応方針（案）について承認。 (第5回)
- 5) B 課程認定看護師教育見直しの方針（案）について承認。 (第5回)
- 6) 2026年度認定看護師教育機関審査会・認定看護師審査会・専門看護師審査会の構成員について承認。 (第6回)
- 7) B 課程認定看護師教育の見直し（案）について承認。 (第6回)

2-3 管理的事項

- 1) 令和6年度決算報告書(案)及び監査報告書について承認。(第1回)
- 2) 令和6年度資金調達及び設備投資の実績を記載した書類(案)について承認。(第1回)
- 3) 令和6年度公益認定財務三基準の計算書及び公益目的取得財産残額(案)について承認。(第1回)
- 4) 令和7年度資金収支予算書及び収支予算書の第1次補正(案)について承認。(第1回)
- 5) 教育事業及び看護の普及啓発事業に対する助成金交付額の見直し(案)について取り下げ。(第1回)
- 6) 令和7年度資金運用方針(案)について承認。(第3回)
- 7) 神戸研修センター閉所に伴う一連の整理事項について(案)承認。(第3回)
- 8) 教育事業及び看護の普及啓発事業に対する助成金交付額の見直し(案)について承認。(第3回)
- 9) 第三期長期修繕計画(案)について承認。(第4回)
- 10) 都道府県看護協会への会員登録事務等の業務委託費と負担金(案)について承認。(第4回)
- 11) 2026年度の見込み会員数(案)について承認。(第5回)
- 12) 令和8年度通常総会開催概要(案)について承認。(第5回)
- 13) 「図書館運営規程」の改正(案)について承認。(第5回)
- 14) 「公益社団法人日本看護協会 看護研修学校学則」の改正(案)について承認。(第5回)
- 15) 日本看護学会規程の改正(案)について承認。(第5回)
- 16) 2026年度名誉会員候補者(案)について承認。(第6回)
- 17) 2026年度日本看護協会長表彰候補者(案)について承認。(第6回)
- 18) 2026年度委員会の設置及び関連規程の改正(案)について承認。(第6回)
- 19) 「旅費規程」の改正及び関連規則等の改正(案)について承認。(第6回)
- 20) 会計監査人の再任及び報酬額(案)について承認。(第6回)

2-4 人事関係

1) 人事に関する案件

5件：承認(第6回)

全国法人会員会報告

1 法人会開催状況

回	日 時	会 場
1	2025年5月9日 14:30～16:00	日本看護協会 JNA ホール
2	2025年7月25日 11:00～14:30	日本看護協会 JNA ホール
3	2025年9月19日 15:15～16:00	日本看護協会 JNA ホール
4	2025年11月28日 13:00～15:25	日本看護協会 JNA ホール
5	2026年2月20日 14:40～16:00	日本看護協会 JNA ホール

2 主な議題

- 1) 特定行為研修制度に関する現状・課題、取組 (第1回)
- 2) 地区別法人会員会プログラムについて (第2回)
- 3) ナーシングデータサイエンス講義について (第2・4・5回)
- 4) 都道府県看護協会図書室等の文献複写サービスへの対応について (第2回)
- 5) NuPS について (第2回)
- 6) 将来構想プロジェクトの設置について (第2・3・4・5回)
- 7) 日本看護連盟との連携について (第4・5回)

3 地区別法人会員会

回	日 時 ・ 場 所	議 題
1	2025年10月30日 13:00～18:00 高松国際ホテル (香川県)	・ NuPS 活用に向けた取組みの強化について ・ 認定看護師教育の現状と課題について ・ 看護師基礎教育について

2025年度都道府県看護連盟会長・看護協会長合同会議報告

回	日 時 ・ 場 所	議 題
1	2025年10月31日 9:00～12:00 高松国際ホテル (香川県)	・ 「看護の将来ビジョン2040」周知・普及について (職能委員長合同会議) ・ 第27回参議院選挙に関する取組の評価と今後の課題 ・ 看護協会と看護連盟の連携強化について ・ 看護連盟と看護協会が共同した取組と課題 (グループワーク)

審議会等への参画

審議会等	委嘱者	役名	出席者
山口県国民保護協議会	県知事	委員	会長
山口県医療審議会	県知事	委員	会長
山口県医療審議会保険医療計画部会	県知事	委員	会長
山口県医療対策協議会	県知事	委員	会長
山口県医療安全推進協議会	県知事	委員	会長
山口県社会福祉審議会	県知事	委員	会長
山口県准看護師試験委員会	県知事	委員	会長
山口県在宅医療推進協議会	県知事	委員	会長
山口県がん対策協議会	県知事	委員	会長
山口県肝炎対策協議会	県健康福祉部長	委員	会長
山口県感染症対策連携協議会	県健康福祉部長	委員	会長
山口県看護職員確保対策協議会	県医療政策課長	委員	会長
山口県防災会議	県防災会議会長	委員	会長
母体保護法指定医不服審査委員会	県医師会長	委員	会長
山口県肝疾患診療連携協議会	山口大学医学部附属病院長	委員	会長
山口県がん診療連携協議会	山口大学医学部附属病院長	委員	会長
山口県公衆衛生協会 理事会・評議員会	県公衆衛生協会会長	理事評議員	理事：会長 評議員：第二副会長
やまぐち移植医療推進財団評議会	やまぐち移植医療推進財団理事長	評議員	会長
山口県立大学看護研修センター感染管理認定看護師教育課程特定行為研修管理委員会	山口県立大学看護研修センター		会長
YIC 看護福祉専門学校学校関係者評価委員会	YIC 看護福祉専門学校長	委員	会長
YIC 看護福祉専門学校教育編成委員会	YIC 看護福祉専門学校長	委員	会長
令和7年度全国高等学校総合体育大会山口県実行委員会	令和7年度全国高等学校総合体育大会山口県実行委員会会長	委員	会長
山口県小児保健研究会理事会	山口県小児保健研究会会長	理事	第二副会長
山口県循環器病対策推進協議会	県健康福祉部長	委員	専務理事
山口県公務災害補償等認定委員会	県知事	委員	専務理事
山口県介護保険審査会	県知事	委員	専務理事
山口県障害者介護給付費等不服審査会	県知事	委員	専務理事
健康やまぐち21推進協議会	県知事	委員	専務理事
山口県母子保健対策協議会	県知事	委員	専務理事

審議会等	委嘱者	役名	出席者
山口県母子保健対策協議会 HTLV-1母子感染予防専門委員会	県健康福祉部長	委員	専務理事
山口県高齢者保健福祉推進会議	県知事	委員	専務理事
山口県周産期医療協議会	県知事	委員	専務理事
山口県産後ケア協議会	県健康福祉部こども・子育て応援局長	委員	専務理事
山口県小児医療協議会	健康福祉部長	委員	専務理事
山口県医療費適正化計画推進協議会	県健康福祉部長	委員	専務理事
山口県医療勤務環境改善支援センター運営委員会	県健康福祉部長	委員	専務理事
介護職員等医療のケア研修事業実施協議会	県健康福祉部長	委員	専務理事
山口県医療的ケア児支援地域協議会	県健康福祉部長	委員	専務理事
山口県特別支援学校における医療的ケア運営協議会	山口県教育庁特別支援教育推進室長	委員	専務理事
へき地医療専門調査会	県健康福祉部長		専務理事
山口県アレルギー疾患医療連絡協議会	県健康福祉部長	委員	専務理事
母と子のメンタルヘルス実行委員会	公益社団法人日本産婦人科医会	委員	専務理事
山口県地震・津波防災対策検討委員会 (避難所運営検討部会・ワーキンググループ)	県防災危機管理課長	委員	専務理事
山口県災害医療関係者連絡調整会議	山口県知事	災害医療 コーディネーター	専務理事 常務理事
山口県母性衛生学会 理事会	学会長	委員	常務理事 助産師職能理事
山口県介護保険関係団体連絡協議会	県介護保険関係団体連絡協議会長	代表者	常務理事
山口県高齢者医療懇話会	県後期高齢者医療広域連合長	委員	常務理事
岩国刑務所医療協議会	岩国刑務所長		常務理事
JMAT やまぐち検討プロジェクトチーム会議	県医師会長	チームメンバー	常務理事
山口県社会福祉審議会(臨時委員) 児童福祉専門分科会	県知事	臨時委員	助産師職能理事
光市地域自立支援協議会	光市長	委員	ST ひかり管理者
職業紹介事業所等連絡会議	県社会福祉協議会長	委員	ナースセンター長

各支部 協議会等への参画

支部	協議会等	委嘱者	役名	出席者
岩国	岩国医療圏地域医療構想調整会議	山口県岩国健康福祉センター所長	委員	岩国支部長
	岩国市地域包括ケア推進協議会	岩国市長	委員	岩国支部長
	地域医療支援病院審議委員会	岩国市医療センター医師会病院	委員	岩国支部長
	岩国市医師会コ・メディカル実行委員会	岩国市医師会	委員	職能委員長
	岩国圏域看護管理者ネットワーク会議	岩国圏域看護管理者ネットワーク		岩国支部長
柳井	柳井地域保健医療構想調整会議	山口県柳井健康福祉センター所長	委員	柳井支部長
	柳井市高齢者保健福祉推進協議会	柳井市高齢者支援課	委員	柳井支部長
周南	周南健康福祉センター運営協議会	山口県周南健康福祉センター所長	委員	周南支部長
	周南医療圏地域医療構想調整会議	山口県周南健康福祉センター所長	委員	周南支部長
	周南市介護認定審査会委員	周南市長	委員	周南支部長
	周南市新型インフルエンザ等対策行動計画等策定委員会	周南市長	委員	周南支部長
	在宅医療介護連携委員会	あ・うんネット周南	委員	周南支部委員
防府	山口防府医療圏地域医療構想調整会議	山口県山口健康福祉センター所長	委員	防府支部長
	防府地域感染症対策連絡協議会	山口県防府保健所長	委員	防府支部長
山口	山口防府医療圏地域医療構想調整会議	山口県山口健康福祉センター所長	委員	山口支部長
	山口市地域密着型サービス運営協議会	山口市介護保険課	委員	山口支部長
	山口市地域包括支援センター運営協議会	山口市介護保険課	委員	山口支部長
	すこやか長寿対策審議会	山口市介護保険課	委員	山口支部長
宇部	宇部・小野田医療圏地域医療構想調整会議	宇部健康福祉センター保健福祉企画室長	委員	宇部支部長
	宇部市防災会議	宇部市長	委員	宇部支部長
小野田	宇部小野田地域医療構想調整会議	山口県宇部健康福祉センター	委員	小野田支部長
	山陽小野田市在宅医療・介護連携推進協議会	山陽小野田市高齢者保健福祉課	委員	小野田支部委員
	山陽小野田市 SOS 健康 フェスタ 出展団体協議会	山陽小野田市健康づくり協議会	委員	小野田支部委員
	山陽小野田市健康づくり推進協議会	山陽小野田市健康づくり協議会	委員	小野田支部委員
長門	長門医療圏地域医療構想調整会議	山口県長門健康福祉センター	委員	長門支部長
	健幸なかと21推進協議会	長門市長	委員	長門副支部長
	長門市高齢者保健福祉推進会議	長門市長	委員	長門支部委員
	長門市地域包括支援センター運営協議会	長門市長	委員	長門副支部長
	長門市在宅医療介護連携推進協議会	長門市長	委員	長門副支部長
	長門市自殺対策推進会議	長門市	委員	長門支部委員
	長門市防災会議	長門市	委員	長門支部長
	向津具ダブルマラソン実行委員会	長門市	委員	長門副支部長

支部	協議会等	委嘱者	役名	出席者
萩	萩医療圏地域医療構想調整会議	山口県萩健康福祉センター所長	委員	萩支部長
下関	下関市医療対策協議会	下関保健所地域医療課	委員	下関支部長
	下関海響マラソン実行委員会	下関市観光・スポーツ振興課	委員	下関支部長
	下関市防災会議	下関市防災危機管理課	委員	下関支部長
	下関市地域包括支援センター運営協議会	下関市長	委員	下関支部長
	下関市地域密着型サービス運営委員会	下関市長	委員	下関支部長
	下関市立市民病院評価委員会	下関市長	委員	下関支部長
	令和7年度全国高等学校総合体育大会下関市実行委員会	下関市長	委員	下関支部長
	下関市高齢者保健福祉推進会議	下関市長	委員	会員
	下関市医療的ケア児支援地域連携協議会	下関市長	委員	会員
	下関市介護認定審査会	下関市長	委員	会員
	認知症を地域で支えるまちづくり下関ネットワーク委員会	認知症を地域で支えるまちづくり下関ネットワーク委員会	委員	会員
	しものせき在宅医療提供体制推進協議会	下関市医師会	委員	会員
	下関市医療・介護連携推進協議会	下関市医師会	委員	会員

令和7年度 訪問看護ステーション利用状況表

山口県看護協会訪問看護ステーションほうふ

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
月 間	医療	7	7	7	6	6	6	7	8	8	9	9	8	88	
利用者	介護	26	27	27	26	26	27	30	29	28	28	29	27	330	
延べ訪問回数	医療	一般	6	5	3	5	14	12	13	49	33	17	12	8	177
		老人	69	59	61	25	26	57	72	69	79	83	80	124	804
		計	75	64	64	30	40	69	85	118	112	100	92	132	981
	介護	予防20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		予防30	1	2	2	2	2	3	5	4	6	6	15	11	59
		予防60	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
		予防90	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
		20分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		30分	64	76	55	60	54	60	62	58	51	52	49	48	689
		60分	27	35	32	35	33	37	41	50	37	31	32	46	436
		90分	3	7	4	5	1	1	4	5	2	0	0	0	32
		予防リハ40	0	0	2	0	2	1	5	6	6	6	3	7	38
		予防リハ60	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		介護リハ40	30	33	31	41	27	23	31	27	26	24	8	27	328
		介護リハ60	4	6	8	4	6	6	4	5	5	6	5	6	65
		計	137	160	134	147	126	131	152	157	133	125	112	145	1659
		合計	212	224	198	177	166	200	237	275	245	225	204	277	2640
利用者 性 別	男	13	14	14	14	14	13	14	14	15	15	16	15	171	
	女	20	20	20	18	18	20	23	23	22	22	22	21	249	
	合計	33	34	34	32	32	33	37	37	37	37	38	36	420	
年 層	0～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20～29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	30～39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	40～49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	50～59	3	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	2	40	
	60～69	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	14	
	70～79	4	4	4	4	4	4	6	7	8	8	8	6	67	
	80～89	17	18	18	17	17	17	17	17	16	16	17	16	203	
	90歳以上	8	8	8	7	7	8	8	8	8	8	9	10	97	
	合計	33	34	34	32	32	33	37	37	37	37	39	36	421	
新規利用者		0	2	2	4	2	2	5	1	3	1	3	3	28	
利用終了者		2	1	2	2	2	1	1	1	3	1	1	6	23	

利用者主疾患

脳血管疾患 認知 精神	癌 難病	心、肺疾患 DM	脊椎 その他
疾患名 人数	疾患名 人数	疾患名 人数	疾患名 人数
前頭側頭型認知症 1	直腸がん 1	サルコイドーシス 1	胸椎腰椎圧迫骨折 1
アテローム血栓性脳梗塞 1	アンチトロンビン欠乏症 1	心不全 7	腰部変形性膝関節症 1
認知症 1	パーキンソン病 2	糖尿病 2	脊髄梗塞後遺症 1
	重症筋無力症 1	高血圧症 2	多発性脊椎圧迫骨折 1
	S状結腸憩室炎 1	慢性呼吸不全 1	慢性胃炎 1
	皮膚筋炎 1	ネフローゼ症候群 1	右下腿潰瘍 1
	前立腺がん 1	間質性肺炎 1	腰部脊柱管狭窄症 1
	喉頭軟骨肉腫 1	慢性胃炎 1	廃用性症候群 1
合計 3	合計 9	合計 16	合計 8

令和7年度 訪問看護ステーション利用状況表

山口県看護協会訪問看護ステーションとくち

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
月 間	医療	4	4	5	7	6	4	5	6	6	5	4	5	61	
利用者	介護	32	29	28	27	28	26	27	28	27	28	26	24	330	
延べ訪問回数	医療	一般	0	0	0	4	27	0	0	3	6	4	7	12	63
		老人	27	22	30	83	68	38	45	15	37	30	23	29	447
		計	27	22	30	87	95	38	45	18	43	34	30	41	510
	介護	予防20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3
		予防30	18	17	15	19	12	10	7	4	5	4	7	0	118
		予防60	12	2	1	0	0	0	3	1	1	1	0	8	29
		予防90	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		20分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		30分	51	53	45	34	41	51	44	47	50	45	43	42	546
		60分	33	27	20	31	29	25	22	25	33	37	35	33	350
		90分	0	0	0	0	2	3	1	0	0	0	0	0	6
		予防リハ40	1	2	2	2	3	3	4	3	4	4	2	0	30
		予防リハ60	5	7	0	0	0	0	2	4	6	6	3	8	41
		介護リハ40	8	0	0	1	1	2	0	5	7	8	3	9	44
		介護リハ60	2	4	3	5	4	0	0	0	0	0	0	0	18
		計	130	112	86	93	92	94	83	89	106	105	96	100	1186
		合計	157	134	116	180	187	132	128	107	149	139	126	141	1696
利用者 性 別	男	16	15	16	15	14	11	11	11	10	10	10	11	150	
	女	20	18	17	19	20	19	21	22	23	23	20	18	240	
	合計	36	33	33	34	34	30	32	33	33	33	30	29	390	
年 齢 層	0～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10～19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	20～29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	30～39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	40～49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	50～59	0	0	0	2	1	1	1	1	1	1	1	1	10	
	60～69	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	18	
	70～79	7	6	6	7	8	8	8	9	9	10	10	9	97	
	80～89	12	11	12	11	11	9	11	11	11	11	9	9	128	
	90歳以上	16	15	14	13	13	11	10	10	10	9	8	8	137	
	合計	36	33	33	34	34	30	32	33	33	33	30	29	390	
新規利用者		4	1	1	4	4	1	3	1	2	1	0	1	23	
利用終了者		0	4	1	3	4	5	1	2	2	1	3	2	28	

利用者主疾患

脳血管疾患 認知 精神	癌 難病	心、肺疾患 DM	脊椎 その他
疾患名 人数	疾患名 人数	疾患名 人数	疾患名 人数
アルツハイマー型認知症 4	直 腸 ジ ス ト 1	高 血 圧 症 3	甲状腺機能低下症 1
脳 出 血 後 遺 症 1	大 腸 が ん 1	肺 気 腫 1	総 胆 管 結 石 1
くも膜下出血後遺症 1	下 咽 頭 が ん 1	心 不 全 2	脊髄海綿状血管腫 1
慢性硬膜下水腫 1	大脳皮質基底核変性症 1	急性大動脈解離 1	胸 椎 圧 迫 骨 折 1
	パーキンソン病 3	糖 尿 病 2	頸 髄 症 1
	胃 が ん 末 期 1		
合 計 7	合 計 8	合 計 9	合 計 5

令和7年度 訪問看護ステーション利用状況表

山口県看護協会訪問看護ステーションひかり

区 分		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	
月 間 利用者	医療	18	22	22	23	21	21	20	21	22	19	19	19	247	
	介護	51	47	45	47	47	51	47	48	48	46	46	45	568	
延べ訪問回数	医療	一般	33	27	35	29	31	26	41	28	29	32	31	33	375
		老人	85	76	87	87	72	45	87	52	87	64	116	98	956
		計	118	103	122	116	103	71	128	80	116	96	147	131	1331
	介護	予防30	4	5	7	9	8	11	3	7	16	14	15	17	116
		予防60	8	7	7	20	25	18	20	22	21	19	18	22	207
		予防90	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
		30分	108	97	108	105	123	136	148	109	115	109	104	99	1361
		60分	135	130	129	139	115	121	124	105	117	100	93	101	1409
		90分	5	9	12	9	9	6	7	7	9	6	4	9	92
		計	260	248	263	282	280	292	303	250	278	248	234	248	3186
合計		378	351	385	398	383	363	431	330	394	344	381	379	4517	
利用者 性 別	男	19	21	21	23	21	24	22	22	23	20	19	19	254	
	女	50	48	46	47	47	48	45	47	47	45	46	45	561	
	合計	69	69	67	70	68	72	67	69	70	65	65	64	815	
年 齢 層	0～9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	10～19	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	6	
	20～29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	30～39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	40～49	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	36	
	50～59	2	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	33	
	60～69	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	70～79	15	14	14	14	13	14	14	15	16	15	15	14	173	
	80～89	28	28	27	28	27	31	27	27	27	23	22	23	318	
	90歳以上	19	20	19	20	20	19	19	20	20	20	21	20	237	
	合計	69	69	67	70	68	71	67	69	70	65	65	64	814	
新規利用者		5	4	1	5	1	5	0	2	2	2	1	2	30	
利用終了者		3	1	3	2	3	1	5	0	1	8	1	3	31	

利用者主疾患

脳血管疾患 認知		精神		癌 難病		心、肺疾患 DM		脊椎 その他	
疾患名	人数	疾患名	人数	疾患名	人数	疾患名	人数	疾患名	人数
認 知 症	7	悪 性 リ ン パ 腫	1	肺 気 腫	1	頸 髄 損 傷	2		
アルツハイマー型認知症	8	毛細血管拡張性運動失調症	1	糖 尿 病	9	ANCA 関連血管炎	1		
血 管 性 認 知 症	2	パーキンソン病	4	ネフローゼ症候群	1	関 節 リ ウ マ チ	3		
高 血 圧 症	6	下 咽 頭 癌	1	気 管 支 喘 息	1	脊 髄 性 小 児 ま ひ	1		
統 合 失 調 症	1	口 腔 癌	1	慢 性 心 不 全	2	頸 椎 症	1		
側頭葉てんかん	1	胃 癌	1	非結核性肺抗酸菌症	2	下 肢 リ ン パ 浮 腫	1		
解 離 性 障 害	1	膀 胱 癌	1	肝 硬 変	1	趾難治性皮膚潰瘍	1		
脳 梗 塞	4	胆 管 癌	1			頸 髄 症	1		
脳出血後遺症	1	大 腸 癌	1			腰 痛 症	1		
レビー小体型認知症	1	直 腸 癌	1						
心 原 性 脳 梗 塞	1	左前頭葉膠芽腫	1						
		進行性核上性麻痺	1						
		腭 癌	1						
合 計	33	合 計	16	合 計	17	合 計	12		

令和7年度 1日ナース体験 実施病院一覧

No.	病 院	No.	病 院
1	岩国市医療センター医師会病院	32	宇部記念病院
2	岩国市立美和病院	33	宇部西リハビリテーション病院
3	国立病院機構 岩国医療センター	34	宇部リハビリテーション病院
4	山口平成病院	35	尾中病院
5	周防大島町立東和病院	36	厚南セントヒル病院
6	周防大島町立大島病院	37	セントヒル病院
7	周東総合病院	38	扶老会病院
8	国立病院機構 柳井医療センター	39	高嶺病院
9	柳井病院	40	国立病院機構 山口宇部医療センター
10	光市立光総合病院	41	山陽小野田市民病院
11	光市立大和総合病院	42	山口労災病院
12	光中央病院	43	美祢市立病院
13	光輝病院	44	美祢市立美東病院
14	周南記念病院	45	長門総合病院
15	周南市立新南陽市民病院	46	岡田病院
16	周南リハビリテーション病院	47	三隅病院
17	周南高原病院	48	都志見病院
18	徳山医師会病院	49	萩市民病院
19	徳山中央病院	50	萩慈生病院
20	防府病院	51	全真会病院
21	防府リハビリテーション病院	52	下関市立豊田中央病院
22	三田尻病院	53	山口県済生会豊浦病院
23	山口県立総合医療センター	54	国立病院機構 関門医療センター
24	小郡第一総合病院	55	済生会下関総合病院
25	柴田病院	56	下関市立市民病院
26	済生会山口総合病院	57	下関医療センター
27	済生会湯田温泉病院	58	下関リハビリテーション病院
28	林病院	59	稗田病院
29	山口リハビリテーション病院	60	よしみず病院
30	仁保病院	61	下関病院
31	宇部協立病院		

令和7年度 再チャレンジ研修協力施設一覧

No.	市町	施設名	開催日	研修時間	保育 預かり	併設の訪問看護 ステーション実習
1	岩国市	岩国市医療センター医師会病院	随時	9時～16時	○ 要相談	○
2	柳井市	周東総合病院	随時 (3月は除く)	9時～15時	○ 要相談	
3	光市	光市立光総合病院	随時	9時～15時		
4	周南市	周南市立新南陽市民病院	随時	9時～15時		○
5	周南市	周南リハビリテーション病院	随時	9時～16時	○ 要相談	
6	周南市	徳山医師会病院	随時	10時～15時		
7	防府市	防府リハビリテーション病院	随時	10時～15時		○
8	防府市	三田尻病院	随時	9時～15時	○ 要相談	
9	山口市	小郡第一総合病院	随時	9時～15時		
10	山口市	済生会山口総合病院	随時	9時30分～ 16時30分		
11	宇部市	宇部記念病院	随時	9時～15時	○	○
12	宇部市	宇部西リハビリテーション病院	随時	10時～15時		
13	宇部市	セントヒル病院	随時	10時～15時		
14	山陽小野田市	山陽小野田市民病院	随時	9時～15時	○	
15	美祿市	美祿市立病院	随時	9時～15時		
16	美祿市	美祿市立美東病院	随時	9時～15時		
17	長門市	長門総合病院	随時	10時～15時		○
18	萩市	萩市民病院	随時	9時～15時		
19	下関市	よしみず病院	随時	9時～15時	○	
20	下関市	安岡病院	随時	9時～16時		○
21	下関市	下関市立市民病院	随時	9時～15時		
22	防府市	訪問看護ステーション ほうふ	随時 ※研修日数3日間	9時～17時		
23	光市	訪問看護ステーション ひかり	随時 ※研修日数3日間	9時～17時		

受章（賞）者

叙勲受章

令和7年 秋

瑞宝双光章 西 島 陽 子

令和8年 春

瑞宝单光章 上 田 三千代

瑞宝单光章 宇都宮 淑 子

公益社団法人 日本看護協会 会長表彰

山 本 扶美江

歴 代 名 誉 会 員

公益社団法人 山口県看護協会 名 誉 会 長

村 田 昌 子

公益社団法人 日本看護協会 名 誉 会 員

村 田 昌 子 中 野 照 代
福 永 タマ子

山口県看護協会名誉会員

岩 永 美由記 助 岩国支部
有 馬 かほる 保 岩国支部
小 野 原利子 保 岩国支部
岡 入 幸 子 看 柳井支部
水 越 美代子 看 柳井支部
中 野 照 代 看 周南支部
松 浦 清 子 看 周南支部
福 永 タマ子 看 防府支部
安 村 睦 江 看 防府支部
田 中 久 代 看 防府支部
橋 本 邦 枝 看 防府支部
安 富 雅 恵 看 防府支部
徳 原 多賀子 看 防府支部
吉 村 喜代子 看 防府支部
新 宅 美枝子 看 防府支部

井 本 恵美子 看 防府支部
島 田 公 子 看 山口支部
原 田 新 子 保 山口支部
宮 崎 博 子 保 山口支部
山 下 美由紀 看 山口支部
原 田 博 子 看 山口支部
山 内 玲 子 看 宇部支部
岡 田 久 子 看 宇部支部
縄 田 敏 子 看 宇部支部
田 中 好 枝 看 宇部支部
河 村 忍 看 宇部支部
比 嘉 妙 子 看 小野田支部
金 子 チサコ 准 萩支部
山 本 真理子 看 萩支部

令和7年度 役 員

会 長	原 田 美 佐	地 区 理 事 (岩 国)	宮 本 慶 克
第 一 副 会 長	安 永 彰 子	地 区 理 事 (柳 井)	松 井 由美子
第 二 副 会 長	河上屋 里 美	地 区 理 事 (周 南)	伊 藤 友里代
第 三 副 会 長	吉 岡 和 代	地 区 理 事 (防 府)	山 本 知 美
専 務 理 事	菊 池 実 代	地 区 理 事 (山 口)	小 迫 幸 恵
常 務 理 事 (庶 務)	田 中 純 子	地 区 理 事 (宇 部)	宇多村 順 子
常 務 理 事 (会 計)	服 部 有 希	地 区 理 事 (小 野 田)	井 上 孝 子
保 健 師 職 能 理 事	林 直 美	地 区 理 事 (長 門)	福 田 真由美
助 産 師 職 能 理 事	塩 道 敦 子	地 区 理 事 (萩)	松 谷 真由美
看 護 師 I 職 能 理 事	上 田 麻 衣	地 区 理 事 (下 関)	関 野 尚 子
看 護 師 II 職 能 理 事	露 繁 巧 江	監 事	田 島 真由美
全 区 理 事	鈴 川 実 紀	監 事	軍 神 弘 美
		監 事	天 河 浩 二

令和7年度 支部長

岩国支部長 宮 本 慶 克	柳井支部長 松 井 由美子	周南支部長 伊 藤 友里代	防府支部長 山 本 知 美	山口支部長 小 迫 幸 恵
宇部支部長 宇多村 順 子	小野田支部長 井 上 孝 子	長門支部長 福 田 真由美	萩支部長 松 谷 真由美	下関支部長 関 野 尚 子

令和7年度 職能委員会委員

○印 委員長

保健師職能委員会

○林 直 美	和 田 奈 都 美	磯 村 聰 子	藤 原 聖 子
白 井 ひ ろ み	遠 田 千 春	坂 田 浩 明	

助産師職能委員会

○塩 道 敦 子	西 嶋 紀 子	宇 野 温 花	中 川 可奈子
姫 井 由 佳	吉 本 美 恵		

看護師職能委員会 I

○上 田 麻 衣	中 村 かおり	河 邊 景 子	小 林 順 子
塩 見 静 子	杉 谷 安紀恵	河 野 典 子	

看護師職能委員会 II

○露 繁 巧 江	坂 口 基 子	原 田 典 子	岩 井 佳 枝
吉 原 雅	森 川 麻 美	森 春 美	

令和7年度 常任委員会委員

◎印 委員長
○印 副委員長

労働環境支援委員会

安 永 彰 子 上 田 三千代 ◎伊 藤 泰 枝 米 村 幸 子 岸 川 佳 江
須 山 利 都 子 ○長 廣 弥 生

看護制度委員会

鈴 川 実 紀 田 中 純 子 ◎木 倉 悠 子 スビア 広 子 小 田 智 美
○村 岡 和 美 清 水 優 理 吉 村 恵 子

教育委員会

田 中 純 子 ◎三 浦 京 子 飯 室 美 穂 小 田 智 子 國 次 葉 月
大 田 富美代 金 子 真 弓 亀 崎 明 子 松 浦 静 香 道 中 美 穂
永 尾 恵美加

学会委員会

安 永 彰 子 ◎村 田 佳 子 ○松 浦 仁 美 太 田 友 子 東 真 由 美
相 楽 章 江 光 貞 美 香

認定看護管理者教育運営委員会

服 部 有 希 ◎大 林 由美子 ○坂 本 由紀子 井 上 真奈美 前 田 美 貴
山 角 洋 子 奥 土 久美子

広報委員会

菊 池 実 代 ◎郡 島 知 佳 ○新 田 圭 子 吉 村 美佐緒 岡 崎 莉 加
池 田 和 代 宇 野 信 江

推薦委員会

◎福 重 奈 月 森 岡 有 子 山 本 恵美子 本 岡 亜希子 森 本 美 子
篠 原 慶 子 永 尾 恵

医療安全推進委員会

吉 岡 和 代 福 田 由 香 久 保 美由紀 ◎河 村 敦 子 河 村 吏津枝
長 野 翔 ○有 村 和 則

災害支援委員会

菊 池 実 代 ○橋 本 佳 子 ◎木 村 直 也 村 谷 香 織 木 下 美 穂
村 山 房 子 芝 田 亮 子

在宅ケア推進委員会

河上屋 里 美 藤 田 大 覚 ◎柴 崎 恵 子 永 尾 愛 奈 樋 村 理 恵
○濱村 恵美子 宇都宮 淑 子

令和 8 年度 山口県健康福祉功労者（優良看護職員）
知事表彰受賞者名簿
（別紙）

令和 8 年度 山口県看護協会会長表彰者

(五十音順)

氏 名	職種	所 属
佐野 佐恵美	保健師	山口県精神保健福祉センター
花島 まり	看護師	長門総合病院

所属：令和 8 年 3 月末現在

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人山口県看護協会（以下「本会」という。）定款第 3 条に定める目的の達成に著しい功績があった者の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰時期)

第 2 条 表彰は、毎年開催される通常総会、または協会の創立記念式典等、表彰するにふさわしい時期においてこれを行う。

(被会長表彰者)

第 3 条 会長表彰は、表彰の時点において本会会員であり、年齢が満 50 歳以上で次の各号の一に該当する者に対して行う。ただし、過去において春秋の叙勲、褒章、厚生労働大臣表彰、山口県知事表彰又は日本看護協会会長表彰を受賞した者は除く。

- (1) 通算 20 年以上本会の会員で、本会の役員又は委員の職に通算 4 年以上在任し、本会の発展に貢献した者
- (2) 県内での実務経験が通算 15 年以上で、看護業務の改善、研究又は看護教育に特に顕著な功績があったと認められる者
- (3) その他看護活動等に関してこの表彰に値する功績があったと認められる者

(被特別会長表彰者)

第 4 条 特別会長表彰は、本会会員以外の者であって、永年にわたり本会の発展に寄与し、その功労が特に顕著である者に対して行う。

※ 公益社団法人山口県看護協会会長表彰及び特別会長表彰規程より抜粋

公益社団法人 山口県看護協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人山口県看護協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を山口県防府市大字上右田2686番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、保健師、助産師、看護師及び准看護師の免許資格を有する者（以下、「看護職」という。）が、教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 看護教育及び学会等学術振興に関する事業
- (2) 看護職の労働環境等の改善及び就業促進による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (3) 看護に係る調査及び研究並びに看護業務及び看護制度の改善への提言に関する事業
- (4) 地域ケアサービスの実施及び促進並びに公衆衛生の普及指導等による人々の健康及び福祉の増進に関する事業
- (5) 公益社団法人日本看護協会との相互協力及び連携に関する事業
- (6) 施設の貸与に関する事業
- (7) 会員の福祉及び相互扶助に関する事業
- (8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、山口県において行うものとする。

第3章 会 員

(会 員)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員
山口県内に居住または勤務する看護職であって本会の目的に賛同して入会したもの
- (2) 名誉会員
看護に関する事業に顕著な功績があり、かつ、本会に功労があった看護職であって、理事会において承認されたもの

(会員資格の取得)

第6条 本会の正会員になろうとする者は、本会の指定する手続きにより、入会を申し込まなければならない。

2 本会の正会員は、公益社団法人日本看護協会の定めるところにより、公益社団法人日本看護協会の正会員としての入会を申し込むものとする。

(経費の負担)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、正会員になったとき及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を納入しなければならない。

(会員の権利)

第8条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員たる正会員と同様に本会に対し行使することができる。

- (1) 同法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 同法第32条第2項の権利（社員の名簿の閲覧等）
- (3) 同法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 同法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 同法第51条第4項及び第52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 同法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 同法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 同法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）

(任意退会)

第9条 会員は、所定の手続きにより、任意にいつでも退会することができる。

2 前項の規定による退会届の提出は、電磁的方法により行うことができる。

(除 名)

第10条 正会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議によって、当該正会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により総会において正会員を除名する決議を行う場合には、本会は その正会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理由を付してその旨を通知し、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 総会において除名の決議があったときは、会長は、その正会員に対して、除名の理由を明らかにして、直ちにその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、正会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 看護職でなくなったとき。

- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、又は失踪の宣告を受けたとき。
- (4) 第7条に定める会費を、その事業年度における3月末日までに納入しなかったとき。
- (5) 総代議員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 本会は、会員資格を喪失した者が既に納入した会費等その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 代議員及び予備代議員

(代議員の員数及び選挙)

第13条 本会に代議員を置き、その員数は、毎年4月20日における正会員の総数50人につき1人の割合とする。この場合において、正会員の総数を50で除して得た数に1未満の端数があるときにはその端数は1とし、代議員の員数に加える。

2 前項の代議員をもって、法人法上の社員とする。

3 代議員を選出するため、代議員選挙を行う。

4 代議員選挙を行うために必要な事項は、定款細則（以下、「細則」という。）で定める。

5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、第3項の代議員選挙に立候補することができる。

6 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。この場合において、理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

7 第3項の代議員選挙は、毎年7月に行うものとする。

(代議員の任期)

第14条 代議員の任期は、選任年度の8月1日から翌年度の7月31日までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条及び第284条）を提起している場合（同法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、役員を選任及び解任（同法第63条及び第70条）並びに定款の変更（同法第146条）についての議決権を有しないこととする。

2 第1項に定める代議員の任期が満了した場合であっても、後任者が選任されるまでは、当該代議員は、引き続きその職務を行わなければならない。

(代議員の資格の喪失)

第15条 代議員は、やむを得ない事情があるときは、辞任届を提出することにより、代議員を辞任することができる。

2 総会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。この場合において、その代議員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して資格喪失に関する議案の内容を通知し、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項のほか、代議員は、第9条から第11条に掲げる事由により正会員の資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。

(代議員の報酬等)

第16条 代議員は、無報酬とする。

- 2 代議員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(予備代議員)

第17条 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員（以下「予備代議員」という。）を選挙することができる。

- 2 予備代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 3 第1項の予備代議員の選出に係る選挙結果が効力を有する期間は、第14条の代議員の任期満了の時までとする。
- 4 予備代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が予備代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の予備代議員として選出するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選出した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2名以上の予備代議員を選出するときは、当該予備代議員相互間の優先順位
- 5 第13条（第1項、第2項及び第3項を除く。）、第15条及び第16条の規定は、予備代議員について、準用する。

第5章 総 会

(構成及び議決権)

第18条 総会は、すべての代議員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。
- 3 代議員以外の会員は、総会に出席することができるが、表決に加わることはできない。
- 4 第1項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第19条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 定款の変更に関する事項
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 正会員の除名及び代議員資格の喪失
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びに財産目録の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第20条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会を法人法上の定時社員総会とし、毎年1回、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招 集)

第21条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、遅滞なく、代議員に対し請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。

3 会長は、総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項その他の法令で定める事項を記載した書面によって、代議員に対し、開催の日の1週間前までに通知を発しなければならない。この場合において、会長は、代議員の承諾を得て、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。

4 前項の規定にかかわらず、会長は、総会に出席しない代議員が、書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、法令に定める参考書類及び議決権行使書面を添えて開催の日の2週間前までに、代議員に対し、通知を発しなければならない。

(議 長)

第22条 総会に議長を置く。

2 議長は、総会において、その都度、出席代議員の中から選出する。

3 議長は、総会の秩序を維持し、議事を整理し、会議の運営について責任をもつ。

(定足数)

第23条 総会は、総代議員の議決権の3分の2以上の議決権を有する代議員が出席することによって成立する。

(決 議)

第24条 総会の決議は、法令及びこの定款に特別の定めがある場合を除き、出席した代議員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項に係る総会の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 定款の変更

(2) 監事の解任

(3) 正会員の除名

(4) 代議員の資格喪失

(5) 本会の解散

(6) 他の法人との合併等

(7) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成し、総会の日から10年間、当該議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。

2 前項の議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名又は記名押印をしなければならない。

第6章 役員等

(役員の設置)

第26条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上24名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事、2名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

4 各理事について、各監事と認定法第5条第12号に規定する特別利害関係を有しないものとする。

5 外部理事は次の全てを満たすものとする。

(1) 本会の業務執行理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者

(2) 本会の正会員でない者

6 外部監事は次の全てを満たすものとする。

(1) 本会の理事又は使用人ではなく、かつ、その就任前10年間に本会の理事又は使用人であったことがない者

(2) 本会の正会員でない者

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、細則で定めるところにより、総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、理事のうち1名及び監事のうち1名は会員外から選任することとし、理事会が推薦し（この理事、監事をそれぞれ「外部理事」、「外部監事」という）、総会において承認された者を充てる。

2 理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事（以下、「会長等」という。）を選定及び解職する。この場合において、会長等は、総会の決議により選出された会長等の候補者のうちから、理事会が選定する方法によることができる。

3 会長は、理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に変更の登記を行い、登記事項証明書、その他必要な書類を添えて、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(役員構成の制限)

第28条 本会の各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

2 他の同一の団体（公益法人除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして公益法人又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令第5条で定める者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

- 3 本会の監事は、本会の理事（当該親族その他特殊の関係がある者を含む。）又は職員を兼ねることができない。
- 4 本会の各監事について、当該監事の親族その他特殊の関係のある者であってはならない。

（役員の欠格事由）

第29条 次に掲げる者は、本会の役員となることができない。

- (1) 法人法第65条第1項各号に掲げる者
- (2) 法人法第65条第1項第3号に掲げる罪刑又は第4号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第6条第1号に掲げる者
- (4) 認定法第6条第1号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者

（理事の職務及び権限）

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、業務を執行する。
- 5 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行し、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 会長等は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第31条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 本会の業務及び財産の状況の調査をすること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。
- (6) 前号の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、理事会の招集の通知（その請求があった日から2週間以内の日を開催日とするものに限る。）が発せられないときには、直接理事会を招集すること。
- (7) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (8) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、外部理事にあっては選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、内部理事（外部理事以外の理事をいう。以下同じ。）にあっては選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、外部理事にあっては選任後8年以内、内部理事にあっては選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて引き続き在任することができない。

2 前項の規定にかかわらず、理事は、会長、副会長、専務理事及び常務理事として、同一職に引続き就任するときは、就任後6年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時まで引き続き在任することができる。

ただし、災害その他やむを得ない事由により、特に業務上必要がある場合には、その最初の選任後8年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までを任期とすることができる。

3 監事の任期は、外部監事にあっては選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、内部監事（外部監事以外の監事をいう。以下同じ。）にあっては選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、外部監事にあっては選任後8年以内、内部監事にあっては選任後6年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて引き続き在任することができない。

4 役員は、第26条第1項で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

5 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第33条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができることとし、監事を解任する場合の総会の決議は、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって行わなければならない。

(役員地位の喪失)

第34条 本会の役員は、第29条各号に該当するに至ったときは、本会の役員としての地位を喪失する。

(役員報酬等)

第35条 役員に対して、その職務執行の対価として、総会において定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。ただし、監事の報酬については、監事の協議による。

(役員責任及び免除)

第36条 理事及び監事は、その任務を怠ったときは、本会对し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の責任について、当該理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合には、本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったこ

とによる当該理事又は監事の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、本会は、外部役員との間で、第1項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、責任を限定する契約を理事会の決議によって、締結することができる。この場合において、その契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

（顧問）

第37条 本会に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、役員を兼ねることができない。
- 4 顧問は、重要事項について、会長の諮問に応ずる。
- 5 顧問には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。また、理事会の決議により、別に定める報酬規程に基づいて報酬を支払うことができる。

第7章 理事会

（設置）

第38条 本会に理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第39条 理事会は、法令及びこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長等の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な職員の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備）
 - (6) 法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく同法第111条第1項の責任の免除

（種類及び開催）

第40条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、年4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。

- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第31条第1項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- (5) 第31条第1項第6号の規定により、監事が招集したとき。

(招 集)

第41条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定める順序により、他の理事が理事会を招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3項第3号に掲げる場合にあっては、その請求をした理事が、同項第5号に掲げる場合にあっては、当該請求をした監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号又は第4号の請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の1週間前までに、通知しなければならない。この場合において、会長は、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第42条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定める順序により、他の理事が、議長となる。

(定足数)

第43条 理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席をもって成立する。

(決 議)

第44条 理事会の決議は、この定款に特別の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

- 2 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わるができない。

(理事会の決議の省略)

第45条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、理事会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

第8章 委員会

(職能委員会)

第47条 本会に次の職能委員会を置く。

- (1) 保健師職能委員会
 - (2) 助産師職能委員会
 - (3) 看護師職能委員会Ⅰ
 - (4) 看護師職能委員会Ⅱ
- 2 職能委員会は、それぞれ、職能上の問題を審議し、会長に助言する。
 - 3 各職能委員会の委員長は、保健師職能、助産師職能、看護師職能Ⅰ及び看護師職能Ⅱの理事をもってこれに充てる。
 - 4 各職能委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
 - 5 各職能委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。
 - 6 職能委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(職能委員会以外の委員会)

第48条 この定款及び細則に定めるもののほか、本会の事業を推進するため必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会は、法令の規定により総会及び理事会その他の権限に属することとされているもの以外の事務を行うものとする。
- 3 委員会の委員は、理事会においてこれを選任する。
- 4 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、細則で定める。

第9章 事務局

(設置等)

第49条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長その他の重要な職員の任免は、理事会の承認を得て会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項については、細則で定める。

第10章 支部

(設置等)

第50条 本会は、第3条に規定する目的を達成するため、所要の地に支部を設置する。

- 2 支部長は、原則として地区理事（前項の支部ごとの区域を担当する理事をいう。）をもってこれに充てる。
- 3 支部の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 資産及び会計

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則等)

第52条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人会計基準その他の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(資産の管理)

第53条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第54条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「予算書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 予算書等については、通常総会に報告するものとする。

3 予算書等については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に、提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第55条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

(7) 資金調達及び設備投資の実績を記載した書類

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項各号（第7号を除く。）及び前項各号の書類並びに代議員名簿は、当該事業年度経過後、3箇月

以内に行政庁に提出しなければならない。

5 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第56条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（株式等に係る議決権）

第57条 本会は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第12章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第58条 この定款は、総会において総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議により変更することができる。

2 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項で定める事項以外の事項に係る定款の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

（合併等）

第59条 本会は、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議により、他の法人と合併又は事業の全部譲渡を行うことができる。

（解 散）

第60条 本会は、総会において、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う決議、その他法令で定められた事由により、解散する。

（公益目的取得財産残額の贈与）

第61条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第62条 本会が解散等により清算をするときにおいて有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第13章 公告

(公告方法)

第63条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。

第14章 細則

(委 任)

第64条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な細則は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（以下「移行登記日」という。）から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、移行登記日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は吉村喜代子とし、最初の業務執行理事は三井成子、小野原利子、小野和代、深町幸子、井上りさ子、西村淑乃とする。

附 則

- 1 この一部改正定款は、平成24年6月17日から施行する。

附 則

- 1 この改正定款は、総会の承認を得た日から施行する。（平成29年6月18日）

附 則

- 1 この改正定款は、総会の承認を得たときから施行する。（令和2年6月28日）
- 2 第32条の役員の任期の改正は、現任の役員から適用する。

附 則

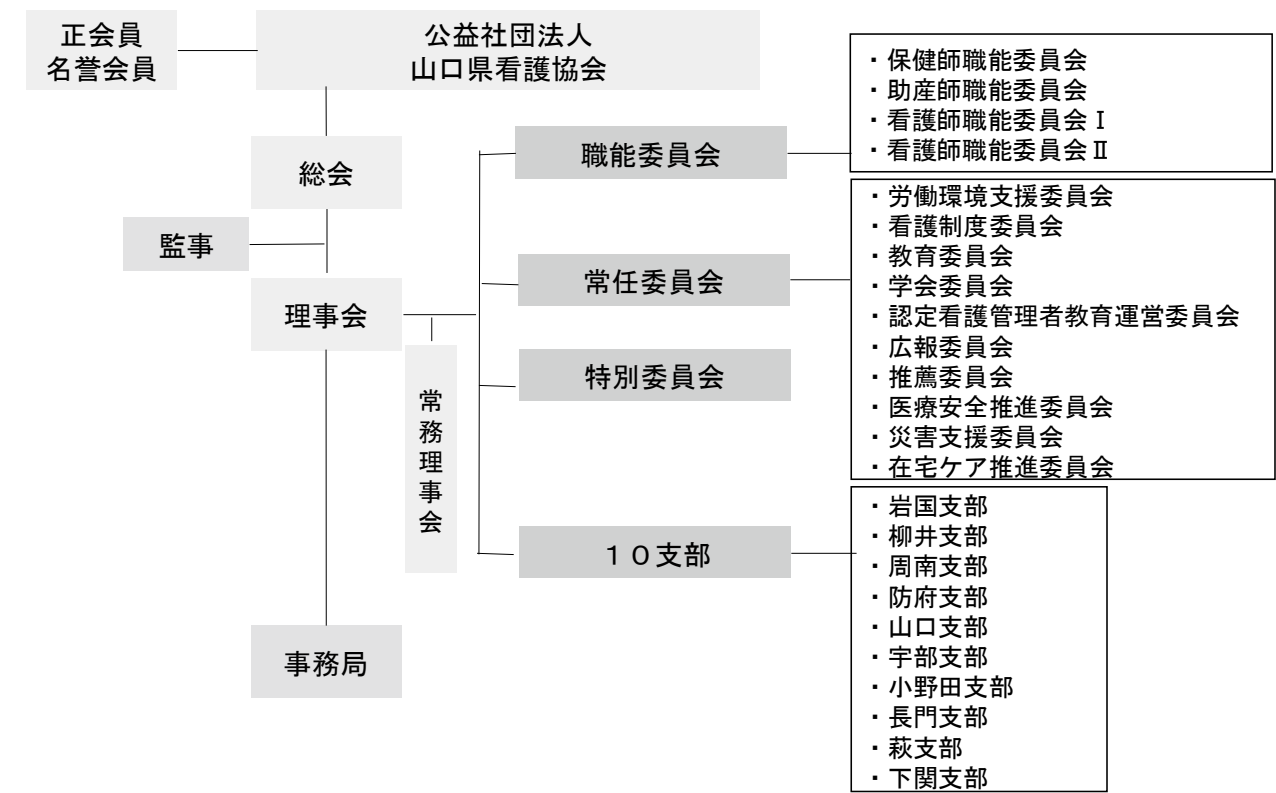
- 1 この改正定款は、総会の承認を得たときから施行する。（令和5年6月17日）
- 2 第32条の役員の任期の改正は、現任の役員から適用する。

附 則

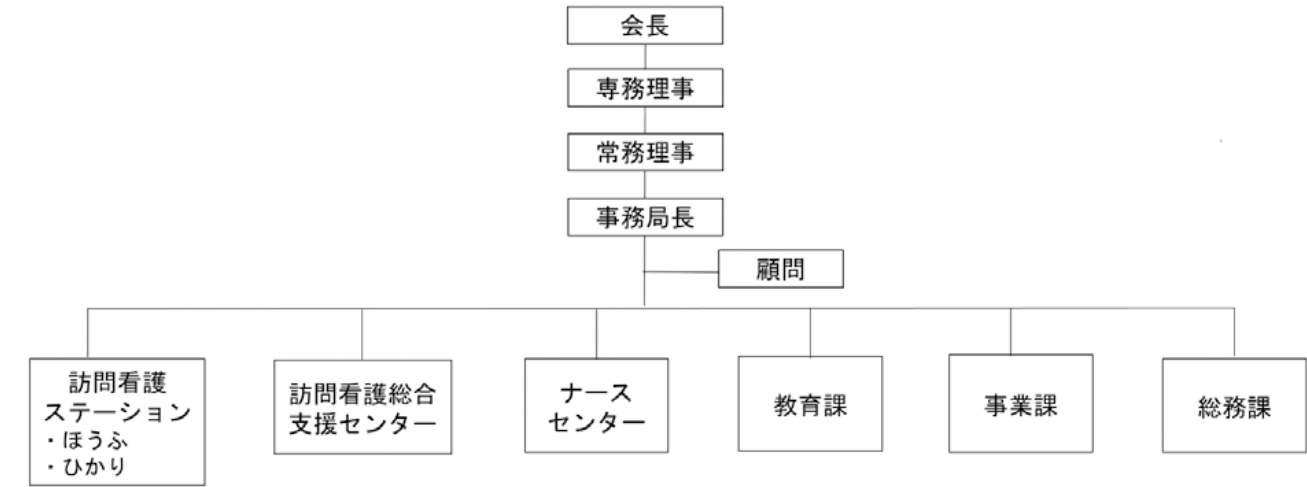
- 1 この改正定款は、総会の承認を得たときから施行する。(令和 7 年 6 月 28 日)
- 2 第 26 条、第 27 条及び第 32 条については、令和 8 年度改選役員の選出に係る事項について適用する。

山口県看護協会組織図

令和 8 年 4 月 1 日現在



執行機関及び事務局体制



山口県看護協会支部別区域図

(令和8年4月1日現在)



- ①.....岩国支部
- ②.....柳井支部
- ③.....周南支部
- ④.....防府支部
- ⑤.....山口支部
- ⑥.....宇部支部
- ⑦.....小野田支部
- ⑧.....長門支部
- ⑨.....萩支部
- ⑩.....下関支部

令和7年度山口県看護協会会員数

支部別職能別会員数

令和8年3月31日現在

支部	就業者数※	会員総数	職能別会員数			
			保健師	助産師	看護師	准看護師
岩国	2,356	466	61	9	385	11
柳井	1,488	473	38	12	396	27
周南	3,898	1,873	47	64	1,719	43
防府	2,012	780	41	51	685	3
山口	3,369	1,315	106	32	1,156	21
宇部	3,926	1,908	50	48	1,730	80
小野田	1,329	554	34	22	490	8
長門	622	221	14	7	186	14
萩	892	391	31	6	285	69
下関	4,997	1,642	45	51	1,515	31
県外等		16	0	0	16	0
合計	24,889	9,639	467	302	8,563	307

※就業者数は、資料衛生行政報告例（令和6年12月末）による
 ※会員総数の合計は年度内の他県転居者を含むので支部合計と異なる

会員数の推移

年次	会員数	増減
平成23年	9,686	115
平成24年	9,730	44
平成25年	9,844	114
平成26年	9,944	100
平成27年	9,915	△29
平成28年	10,015	100
平成29年	10,133	118
平成30年	10,330	197
令和元年	10,411	81
令和2年	10,363	△48
令和3年	10,334	△29
令和4年	10,260	△74
令和5年	10,119	△141
令和6年	9,954	△165
令和7年	9,639	△315

就業者数の推移

年次	保健師数	助産師数	看護師数	准看護師数	合計
平成22年	729	392	13,760	7,159	22,040
平成24年	696	421	14,848	7,145	23,110
平成26年	710	423	15,598	7,128	23,859
平成28年	756	438	16,207	6,799	24,200
平成30年	761	423	17,311	6,610	25,105
令和2年	752	429	17,919	6,185	25,285
令和4年	783	411	18,227	5,638	25,059
令和6年	810	398	18,541	5,140	24,889

資料：衛生行政報告例（令和6年12月末現在）

令和8年度 日本看護協会通常総会プログラム

開催日 2026年6月10日（水）
開催場所 幕張メッセ 幕張イベントホール

9：00	開 場 オリエンテーション
9：30	開 会 物故会員への黙とう 歓迎のことば（千葉県看護協会会長） 会長挨拶 来賓祝辞
10：10	日本看護協会会長表彰
10：25	<休憩>
10：40	議長団選出 議事録署名人決定
10：50	議決事項 第一号議案 名誉会員の推薦（案） （説明、質疑、採決） 名誉会員証贈呈
11：00	第二号議案 2026年度改選役員及び推薦委員の選出について （選挙管理委員紹介、候補者紹介、投票）
11：20	次年度選挙管理委員任命
11：25	<昼食>
12：35	報告事項 報告事項1 令和7年度 事業報告 報告事項2 令和7年度 決算報告及び監査報告 報告事項3 令和8年度 重点政策・重点事業並びに事業計画 報告事項4 令和8年度 資金収支予算及び収支予算 （説明）
13：55	<休憩>
14：10	（報告事項1～4 質疑）
16：25	選挙結果報告
16：30	退任役員代表挨拶 新役員紹介 会歌合唱 副会長挨拶
16：45	閉 会

※進行上の都合により時間等が変更となる場合があります。

日本看護協会のタグライン・ステートメント



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 **日本看護協会**

これまで私たちは、ひとりひとりの患者と向き合い
病院看護を中心に、生きる力を引き出す技術を磨いてきました。

それは、揺るぐことのない誇りです。

けれど、いま、変わらなくてはなりません。

少子・超高齢化、医療費削減、在宅医療の増加により
看護の力は病院だけではなく、あらゆる場所で必要とされています。

最期までを、看続けるためにも。

私たちはいま、「暮らし」というフィールドに立ち、
これまでなかった看護のかたちを実現させなければなりません。

地域全体を見渡せる、看護システムは。

安心して、在宅医療を選択できるためには。

問われているのは、看護職ひとりひとりが考え、行動すること。

もっと自由に。もっと強く。

未来に向け、求めあう手と手がしっかり届き結ばれるような環境を
新しく作り上げていきたい。私たちは、そう思う。

看護職の倫理綱領

2021年3月 公益社団法人日本看護協会

前 文

人々は、人間としての尊厳を保持し、健康で幸福であることを願っている。看護は、このような人間の普遍的なニーズに応え、人々の生涯にわたり健康な生活の実現に貢献することを使命としている。

看護は、あらゆる年代の個人、家族、集団、地域社会を対象としている。さらに、健康の保持増進、疾病の予防、健康の回復、苦痛の緩和を行い、生涯を通して最期まで、その人らしく人生を全うできるようその人のもつ力に働きかけながら支援することを目的としている。

看護職は、免許によって看護を実践する権限を与えられた者である。看護の実践にあたっては、人々の生きる権利、尊厳を保持される権利、敬意のこもった看護を受ける権利、平等な看護を受ける権利などの人権を尊重することが求められる。同時に、専門職としての誇りと自覚をもって看護を実践する。

日本看護協会の『看護職の倫理綱領』は、あらゆる場で実践を行う看護職を対象とした行動指針であり、自己の実践を振り返る際の基盤を提供するものである。また、看護の実践について専門職として引き受ける責任の範囲を、社会に対して明示するものである。

本 文

1 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。

すべての人々は、その国籍、人種、民族、宗教、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的地位、経済的状态、ライフスタイル、健康問題の性質によって制約を受けることなく、到達可能な最高水準の健康を享受するという権利¹を有している。看護職は、あらゆる場において、人々の健康と生活を支援する専門職であり、常に高い倫理観をもって、人間の生命と尊厳及び権利を尊重し行動する。

看護職は、いかなる場でも人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重し、常に温かな人間的配慮をもってその人らしい健康な生活の実現に貢献するよう努める。

1 WHO（World Health Organization：世界保健機関）は「世界保健機関憲章」前文において、「人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつ」（公益社団法人日本 WHO 協会仮訳）としている。これを参考に、本倫理綱領は、到達可能な最高水準の健康を享受することは人々の権利であるという考え方を基盤にしている。

2 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。

看護における平等とは、単に等しく同じ看護を提供することではなく、その人の個別的特性やニーズに応じた看護を提供することである。社会の変化とともに健康や生き方への意識も変化し、人々の看護へのニーズは多様化・複雑化している。人々の多様で複雑なニーズに対応するため、看護職は豊かな感性をもって健康問題の性質や人々を取り巻く環境等に応じた看護を提供し、人々の健康と幸福に寄与するよう努める。

また、看護職は、個人の習慣、態度、文化的背景、思想についてもこれを尊重し、受けとめる姿勢をもって対応する。

3 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。

看護は、高度な知識や技術のみならず、対象となる人々との間に築かれる信頼関係を基盤として成立する。

よりよい健康のために看護職が人々と協調すること、信頼に誠実に応えること、自らの実践について十分な説明を行い理解と同意を得ること、実施結果に責任をもつことを通して、信頼関係を築き発展させるよう努める。

また、看護職は自己の実施する看護が専門職としての支援であることを自覚し、支援上の関係を越えた個人的関係に発展するような行動はとらない。

さらに、看護職は対象となる人々に保健・医療・福祉が提供される過程においては、対象となる人々の考えや意向が反映されるように、積極的な参加を促す。また、人々の顕在的潜在的能力に着目し、その能力を最大限生かすことができるよう支援する。

4 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。

人々は、知る権利及び自己決定の権利を有している。看護職は、これらの権利を尊重し、十分な情報を提供した上で、保健・医療・福祉、生き方などに対する一人ひとりの価値観や意向を尊重した意思決定を支援する。意思決定支援においては、情報を提供・共有し、その人にとって最善の選択について合意形成するまでのプロセスとともに歩む姿勢で臨む。

保健・医療・福祉においては、十分な情報に基づいて自分自身で選択する場合だけでなく、知らないでいるという選択をする場合や、決定を他者に委ねるという選択をする場合もある。また、自らの意思を適切に表明することが難しい場合には、対象となる人々に合わせて情報提供を行い、理解を得たうえで、本人の意向を汲み取り、その人にとって最善な合意形成となるよう関係者皆で協働する。さらに、看護職は、人々が自身の価値観や意向に沿った保健・医療・福祉を受け、その人の望む生活が実現できるよう、必要に応じて代弁者として機能するなど、人々の権利の擁護者として行動する。そして、個人の判断や選択が、そのとき、その人にとって最良のものとなるよう支援する。

5 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報に適正に取り扱う。

看護職は、個別性のある適切な看護を実践するために、対象となる人々の秘密に触れる機会が多い。看護職は正当な理由なく、業務上知り得た秘密を口外してはならない。

また、対象となる人々の健康レベルの向上を図るためには個人情報が必要であり、さらに、多職種と緊密で正確な情報共有も必要である。個人情報には氏名や生年月日といった情報のみならず、画像や音声によるものや遺伝情報も含まれる。看護職は、個人情報の取得・共有の際には、対象となる人々にその必要性を説明し同意を得るよう努めるなど適正に取り扱う。家族等との情報共有に際しても、本人の承諾を得るよう最大限の努力を払う。

また、今日の ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）の発展に伴い、さまざまなソーシャルメディアが普及している。これらを適切に利用することにより、看護職だけでなく、人々にとっても健康に関する有用な情報をもたらすなどの恩恵がある。看護職は、業務上の利用と私的な利用を区別し、その利用に伴う恩恵のみならず、リスクも認識する。また、情報の正確性の確認や対象となる人々と看護職自身のプライバシー権の保護など、細心の注意を払ったうえで情報を発信・共有する。

6 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を確保する。

看護職は、常に、人々の健康と幸福の実現のために行動する。看護職は、人々の生命や人権を脅かす行動や不適切な行為を発見する立場にある。看護職がこれらの行為に気づいたときは、その事実を目を背けることなく、人々を保護し安全を確保するよう行動する。その際には、多職種で情報を共有し熟慮したうえで対応する。

また、保健・医療・福祉の提供においては、関係者による不適切な判断や行為がなされる可能性や、看護職の行為が対象となる人々を傷つける可能性があることを含めて、いかなる害の可能性にも注意を払い、人々の生命と人権をまもるために働きかける。非倫理的な実践や状況に気づいた場合には疑義を唱え、適切な保健・医療・福祉が提供されるよう働きかける。

7 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。

看護職は、自己の責任と能力を常に的確に把握し、それらに応じた看護実践を行う。看護職は自己の実施する看護について、説明を行う責任と判断及び実施した行為とその結果についての責任を負う。

看護職の業務は保健師助産師看護師法に規定されている。看護職は関連する法令を遵守し、自己の責任と能力の範囲内で看護を実践する。また、自己の能力を超えた看護が求められる場合には、支援や指導を自ら得たり、業務の変更を求めたりして、安全で質の高い看護を提供するよう努める。さらに、他の看護職などに業務を委譲する場合は自己及び相手の能力を正しく判断し、対象となる人々の不利益とならないよう留意する。

8 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。

看護職には、科学や医療の進歩ならびに社会的価値の変化にともない多様化する人々の健康上のニーズに対応していくために、高い教養とともに高度な専門的能力が求められる。高度な専門的能力をもち、より質の高い看護を提供するために、免許を受けた後も自ら進んでさまざまな機会を活用し、能力の開発・維持・向上に努めることは、看護職自らの責任ならびに責務である。

継続学習には、雑誌や図書などの情報や自施設の現任教育のプログラムの他に、学会・研修への参加など施設外の学習、eラーニング等さまざまな機会がある。看護職はあらゆる機会を積極的に活用し、専門職としての研鑽を重ねる。

また、自己の能力の開発・維持・向上のみならず、質の高い看護の提供を保障するために、後進の育成に努めることも看護職の責務である。

9 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。

看護職は、多職種で協働し、看護及び医療の受け手である人々に対して最善を尽くすことを共通の価値として行動する。

多職種での協働においては、看護職同士や保健・医療・福祉の関係者が相互理解を深めることを基盤とし、各々が能力を最大限に発揮しながら、より質の高い保健・医療・福祉の提供を目指す。

また、よりよい医療・看護の実現と健康増進のためには、その過程への人々の参画が不可欠である。看護職は、対象となる人々とパートナーシップ²を結び、対象となる人々の医療・看護への参画のみならず、研究や医療安全などでも協力を得て、ともにより質の高い保健・医療・福祉をつくりあげることを促進する。

2 ここでいう、保健・医療・福祉におけるパートナーシップは、看護職と対象となる人々がよりよい健康や生活の実現に向かって対等な立場で協力しあう関係のことを示している。

10 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。

自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動することを通して自主規制を行うことは、専門職としての必須の要件である。この行動基準は、各々の職務に求められる水準やその責務を規定したものであり、看護職の専門的価値を支持するものである。

このような基準の作成は組織的に行い、個人としてあるいは組織としてその基準を満たすよう努め、評価基準としても活用する。また、社会の変化や人々のニーズの変化に対応させて、適宜改訂する。

看護職は、看護職能団体が示す各種の基準や指針に則り活動する。また、各施設では、施設や看護の特徴に応じたより具体的・実践的な基準等を作成することにより、より質の高い看護を保障するように努める。

11 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の発展に寄与する。

看護職は、常に、科学的知見並びに指針などを用いて看護を実践するとともに、新たな専門的知識・技術の開発に最善を尽くす。開発された専門的知識・技術は蓄積され、将来のより質の高い看護の提供に貢献する。すなわち、看護職は、研究や実践に基づき、看護の中核となる専門的知識・技術の創造と開発、看護政策の立案に努めることで看護学の発展及び人々の健康と福祉に寄与する責任を担っている。

また、看護職は、保健・医療・福祉のあらゆる研究参加に対する人々の意向を尊重し、いかなる場合でも人々の生命、健康、プライバシーをまもり、尊厳及び権利を尊重するとともに、適切な保健・医療・福祉の提供を保障する。

12 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイング³の向上に努める。

看護職がより質の高い看護を提供するためには、自らのウェルビーイングをまもることが不可欠である。看護職が健康で幸福であることが、よりよい看護の提供へとつながり、対象となる人々の健康と幸福にも良好な結果をもたらす。

看護職は、自身のウェルビーイングの向上のために、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）をとることやメンタルヘルスケアに努める。

さらに、看護職の実践の場には、被曝、感染、ハラスメント、暴力などの危険が伴う。そのため、すべての看護職が健全で安全な環境で働くことができるよう、個人と組織の両方の側面から取り組む。

3 1948年に出された「世界保健機関憲章」において“Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.”と述べられている。これを参考に、本倫理綱領においては、ウェルビーイングを身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと意識し、使用している。ウェルビーイングを一語の日本語に翻訳することが難しいこと、また、意味するところが曖昧であることから日常的に使用される言葉ではない。そのため、本倫理綱領では看護職のウェルビーイングへの親和性を高めるためカタカナ表記とした。

13 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。

看護は、看護を必要とする人々からの信頼なくしては存在しない。常に、看護職は、この職業の社会的使命・社会的責任を自覚し、専門職としての誇りを持ち、品位を高く維持するように努める。

看護に対する信頼は、専門的な知識や技術のみならず、誠実さ、礼節、品性、清潔さ、謙虚さなどに支えられた行動によるところが大きい。また、社会からの信頼が不可欠であり、専門領域以外の教養を深めるにとどまらず、社会的常識などをも十分に培う必要がある。

さらに、看護職は、その立場を利用して看護職の信頼を損なうような行為及び不正行為はしない。

14 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。

看護職は、人々の生命、尊厳及び権利をまもり尊重する立場から、生命と健康に深く関わるあらゆる差別、貧困、さまざまな格差、気候変動、虐待、人身売買、紛争、暴力などについて、地球規模の観点から社会正義の考え方をもって社会と責任を共有する。常に、わが国や世界で起きているこれらの問題についての知識を更新し、意識を高め、それらについて社会に発信するよう努める。また、これらの問題の潜在的な状況から予防的に関わり、多職種や関係機関で連携し看護職として適切な対応をとる。

さらに、看護職は保健・医療・福祉活動による環境破壊を防止する責務を果たすとともに、清浄な空気と水・安全な食物の確保、騒音対策など、人々の健康を保持増進するための環境保護に積極的に取り組む。そして、人々の生命の安全と健康がまもられ平和で包摂的な社会の実現を目指す。

15 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よい社会づくりに貢献する。

看護職は、いつの時代においても質の高い看護の提供を通して社会の福祉に貢献するために、専門職としての質の向上を図る使命を担っている。保健・医療・福祉及び看護にかかわる政策や制度が社会の変化と人々のニーズに沿ったものとなるよう、看護職は制度の改善や政策決定、新たな社会資源の創出に積極的に取り組む。

看護職は看護職能団体に所属し、これらの取り組みをはじめとする看護の質を高めるための活動に参加することを通してよりよい社会づくりに貢献する。

16 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

災害は、人々の生命、健康、生活の損失につながり、個人や地域社会、国、さらには地球環境に深刻な影響を及ぼす。看護職は、人々の生命、健康、生活をまもる専門職として災害に対する意識を高め、専門的知識と技術に基づき保健・医療・福祉を提供する。

看護職は、災害から人々の生命、健康、生活をまもるため、平常時から政策策定に関与し災害リスクの低減に努め、災害時は、災害の種類や規模、被災状況、初動から復旧・復興までの局面等に応じた支援を行う。また、災害時は、資源が乏しく、平常時とは異なる環境下で活動する。看護職は、自身の安全を確保するとともに刻々と変化する状況とニーズに応じた保健・医療・福祉を提供する。

さらに、多種多様な災害支援の担い手とともに各々の機能と能力を最大限に発揮するよう努める。